

## デニング卿“WHAT NEXT IN THE LAW”邦訳(7) II

中京大学英米法研究会

## 第六編 プライバシーと信頼(II)

越川純吉訳

## 目次

序文	越川純吉
第一編 偉大な改革者たち	角田猛之 (以上中京法学二十卷一号)
第二編 陪審による裁判	石堂功卓(二十卷二号)
第三編 法律抹助	角田猛之(二十卷三号)
第四編 身体傷害	佐保雅子(二十一卷一号)
第五編 文書名誉毀損(I)	佐保雅子(本号)
	加藤紘捷(本号)
第六編 プライバシーと信頼(I)	松本昌悦
	プライバシーと信頼(II) 越川純吉(本号)
第七編 権利章典	松本昌悦
第八編 権力の濫用	加藤紘捷(二十卷三号)
あとがき	加藤紘捷

## 六 「もぐら」の全部

## 1 グラアナアダ事件

これは、現代の最も論争多い事件である。鋼鉄会社対「グラアナアダ」テレヴィジョン事件<sup>(註1)</sup>で、判例集の八〇頁に及ぶ。

〔注〕

(1) [1980] 3 WLR 774.

イギリス鋼鉄会社のだれかが、或る方法で、大多数の秘密文書を利用できた。その文書の多くには、「丸秘」の印が押されていた。イギリス鋼鉄のこの使用人は、「もぐら」と呼ばれていた。何故ならば、彼は秘密に地下で働らき、誰も彼が何に従事しているのか知らない。この「もぐら」は、地上に上がっ

て、「グラアナアダ」テレビジョンに備わっている無名のジャーナリストにその文書を手交した。(彼の名前は告げられなかった)ので、私は「無名」のジャーナリストと呼ぼう。その無名のジャーナリストは、「もぐら」に告げた。『これらの文書が大変有り難う。私はあなたに、誰にも、あなたの名前も、あなたが私に与えたことも話さない。』

無名のジャーナリストは、調べて見て、鋼鉄会社を爆破するのに使用されるダイナマイトを含んでおると思った。「グラアナアダ」における時事事件の長に携えて行って、言った。『私が何を手に得ているか見なさい。どうして得たかを話さない。しかし、イギリス鋼鉄の極秘文書である。』

「グラアナアダ」の時事事件の長は、専門家に文書を検討させた。その評価を得た。公に論議されるべき重大な公の利害関係がある沢山なポイントがあると決定した。プログラムは、イギリス鋼鉄の危機であると構成されうると考えた。そして、イギリス鋼鉄の会長チャールズ・ヴィリアアス卿を参加すべく招待するのがよいと思った。チャールズ卿はそうした。プログラムが示された。

イギリス鋼鉄は、プログラムが、非常に不公平であると感じた。「グラアナアダ」テレビジョンに対し、令状を発した。ここでは、その話の大部分を省略し、主要ポイントに達しなればならぬ。イギリス鋼鉄は、ついには、「グラアナアダ」に対し、「もぐら」の名前を明かすことを命ずる命令を求めた。

その「もぐら」は、「グラアナアダ」テレビジョンに手交した「ジャーナリスト」に秘密文書を手交したのである。総ての裁判所は、「もぐら」の名を言うよう命じた。唯一の異議は、上院における、サルモン卿によるものであった。

併しながら、与えた理由の中には、重要な相違があった。私は、「調査のジャーナリズムを支持する」新聞にその密告者の名を与えることを拒絶するわけがある原理を述べた(原著八〇四頁<sup>(註)</sup>)。このことが次のことを言った(原著八五二頁)サルモン卿に良い印象を与えた。

「デニング卿が現在の事件で述べ、そして私が賛成し、そして多くの権威がその原理の支えとして引用した原理は、若し私があるべき姿として信じているように正しいとすれば、この訴えを却下するのを誤まらせると私に思える。」

私は、何時か原理が正しいと受取られるかもしれぬとの希望の下に、ここに、原理を繰り返す。

〔注〕

中京法学第二十巻第三号参照。

## 2 基本原理

「事件を研究した後、裁判所はこの原理に到達していることが私に思われる。一般人は、一般の関心のあって、知るべき情報を入手する権利を持って居る。新聞は、云わば、情報を集

め、一般に告げる代理店である。この入手権を支持すること  
で、新聞は、一般に情報源を明かすよう強制されるべきでない。審判の前で、開示の手段によりなされるべきでない。審判における質問又は交互尋問によってもなされるべきでない。召喚状によってもなされるべきでない。その理由は、その源を明かすべく強制されるならば、すぐに持つべき情報を奪われるからである。その源は干上がるだろう。非行は明かされないだろう。いかさま師は、さらされないだろう。不公平は、救済されないこととなる。権力の回廊—会社又は政府部門—における不正行為は、決して知られないだろう。調査のジャーナリズムは、報道の自由の価値ある補助者として、自ら証明した。アメリカ合衆国におけるウォーターゲート事件の暴露において、そして此の国（イギリスを指す）においてポールソン暴露において顕著であった。報道界により集められた多くの情報は、秘密に通報者に告げられる。報道界に告げることによって信頼破棄を犯している。しかし、これはその名を明かさなない理由でない。そうでなければ、公開されるべき多くの情報は、決して知られない。文書と同様に。著作権を犯すかも知れない。しかし、明かすことを強制せしめる理由がない。若し、そうすることによって、通報者の名前を明かすことを意味するならば。」

### 3 適正な利用救済

それで、原告の利用できる適正な救済があることを言い続け

た。

「これらの事件のすべてにおいて、原告は、新聞に対し損害の救済又は、時には裁判所の命令がある。そしてそれで足りるべきだ。それは名誉毀損に対してであるかも知れぬ。それは著作権の侵害に対してであるかも知れぬ。それは、プライバシーの侵害に対してであるかも知れぬ。裁判所は常に、プライバシーの侵害になる公表を抑制する命令を許す用意がある。そのことは、ストレンジ氏がヴィクトリア女王の内密な楽しみに近づいた素描を出版したときに知られている（参照、アルバート王子対ストレンジ事件<sup>(注1)</sup>）。

そこで、原告をして新聞を訴えさせよう。その通報者の名を知らせないで。或事件では、——裁判の利害関係で——原告にとって新聞の通報者の名を知らせることが関係があり、有用であるかも知れぬ——例えば、悪意を証明するために——ことを知って居る。併し、原告は、一般人において、新聞が情報源を明かすことを強制されるべきでないことを求めている利害関係に敬意を払って、この利益をあきらめなければならぬであるう。」

〔注〕

(1) (1849) 1 Hall & Twells 1.

そこで、マルホオランド事件を思い浮かべながら、私は続け

る。

「然しながら、この原理は絶対ではない。ジャーナリストは、権利として、名を明かすことを拒否することを主張できる特権を持ってない。裁判所は、種々の利害関係のバランスを取りながら、名を明かすべきであると決定する例外的事件がある。どんな事件が例外をなすかを決定する規程があるか？」

私は、まだその章節の一語一語ことごとくを支持するだろう。

#### 4 週末休み後

私の判断を用意する間に、始めは、イギリス鋼鉄に反対し、グラアナダに有利に決定する気持であったことを知ることに興味があるだろう。私は、イギリス鋼鉄がその自身の組織内で妥当な探求をなすべきである——誰が傭われ地下で働いていた「もぐら」であったかを見付けだすために——と思った。イギリス鋼鉄が自ら見つけ出すことにかかっている。私は、実際に、グラアナダに名を明かすのを命令することを拒絶する方針で私の草案に章節を書いた。併かし、週末休み——実際に——一九八〇年五月五日銀行の休日——が終わって、私の決定に到達した。——私は、グラアナダは、正しい顧慮を払って行動していなかったと感じた。そこで、私は名を明かすようグラアナダに命ずる第二の草案（法律報告に現在出版されている分）をつくった。

#### 5 ウイルバァフォース卿は、均衡比較行使

上院は、上訴裁判所の決定を支持した。ウイルバァフォースは、バランス（均衡）行使をして、バランス（均衡）上、グラアナダに反対することになった。次の通り述べた（原著八二七頁）。

「私は、それで最終の重要な点に至った。救済（衡平的である）は、自由裁量である。併し、私が既に述べたように、伝達的手段やジャーナリストは、免除されてない。源の摘発を防ぐことに一般の利害関係の要素があることは、相変らず正しい。裁判所は、裁判の利害関係に必要でないかぎり、与えられた善意の信頼を破られるよう強制されるべきでない。情報の自由な流れに一般の利害関係がある。その強さは、事件によって変わるだろう。或事件では非常に弱く、他の事件では強いだろう。裁判所はこのことを考慮に入れなければならぬ。：グラアナダは、その観点にあった。そして、私はこの人々は、イギリス鋼鉄の、そして多分ストライキを治める方向の政府の態度の鋼鉄ストライキについて報知するべきだという一般の利害関係を認識している。：裁判所は、法務長官対マールホランド・法務長官対フォスター事件<sup>(注)</sup>におけるデニング卿の公式化に復帰するには、裁判を有利にして否認することにおける一般の強い利害関係がグラアナダが主張する完全な真の条件によってより重要であるかどうか意見をまとめ上げなければならなかった。そして、私はそうでなかった結論に達して居る。」

〔注〕

(1) [1963] 2 QB 477.

6 グラアナアダは、裁判所命令に服するだろうか？

上院が命令をした後、グラアナアダが何をなすかに関し、多くの推測があった。グラアナアダは、「もぐら」の名を与えるだろうか？ 裁判所命令に服するだろうか？ グラアナアダの取締役又は上席社員は誰も、「もぐら」の名を知ってなかったらしい。それを知っている唯一の人間は、グラアナアダの社員の二流メンバーであった。——その人は文書を手交された無名のジャーナリスト（グラアナアダがその名を秘密にしておる）である。彼は、「もぐら」の名を与えることを拒否した。それを明かさないと約束した。このような条件でグラアナアダが「もぐら」の名を与えなかったと仮定せよ——理由を説明して——。裁判所法廷侮辱罪になるだろうか？ 私はなる筈がないと思う。グラアナアダの秘書は、宣誓供述書で言うだろう——「取締役も社員も誰も通報者の名を知らなかった。私はジャーナリストに尋ねたが、通報者の名を云うことを拒絶した。」——宣誓供述が斯様に作成されるとしたら、会社による裁判所侮辱罪にならないだろう。侮辱が犯されるため——それは刑事犯罪になる——には、会社の取締役又は上席社員による不服従があるだろう。グラアナアダの二流従業員（無名のジャーナリスト）による不服従は、会社自体による侮辱にならない。（参

照テスコ・シュパーマーケット会社対ナアトラス事件<sup>(注)</sup>偶然そのときは、裁判所で調べられるべき問題点に対する必要がなかった。イギリス鋼鉄自体たまたま——その自分の努力によって——雇われている「もぐら」を見付けた。取締役又は上席社員でも結局無かった。文書の破棄を託された地位の低い使用者であった。イギリス鋼鉄の秘密文書を破壊しないで、グラアナアダによる無名のジャーナリストに手交した。グラアナアダに対する裁判所の命令は、無名ジャーナリストに対する命令でなかった。訴訟手続の当事者で無かった。彼は、侮辱罪を犯してなかった。——「もぐら」の名を上役に告げることを拒絶する際に——。

〔注〕

(2) [1972] AC 153.

新事実——裁判所の前で論証の間に表われなかった——は、更に考慮のもとになる。従わなかったグラアナアダに対し命令することは正しいか？ 裁判所が斯様な命令をする前、それが有効になされたかどうか考慮すべきでなかったか？

議会が執行できない法律を制定するか又は裁判所が執行不能の命令を出すならば、国の法律制度に多く不信用を招く。合衆国の禁酒法を取り上げよう。執行され得なかった。廃棄されるべきであった。それで、また、裁判所が、新聞又はテレビ会社

に通報者の名を云わすよう命令したならば、会社は、そのジャーナリストが何を為すか又は為さないかに対し、責任が無いが為に、その命令は執行出来ないだろう。バランスをとる権力の行使を行うならば、それが故に、裁判所がかような命令をなすべきである一般の利害関係は無いだろう。

7 私は再考する

私は、再考虚の上で、それが故に調査のジャーナリズムの事件では、最も例外的情况の場合を除いて、新聞又はテレビ会社は、情報源を明かすべく命令されるべきで無いと考えた。即ち、第一に情報源の流入を妨げるからである。第二に、斯様な命令は、単なる「こけおどし」となり勝であるからである。それは、アディソン (Addison) がスペクテイター<sup>(注)</sup>に、「それは、その中にオーク材の装置の響きを持たない場合からの騒音」と叙述した。

〔注〕

The Spectator は、英国の Joseph Addison と Richard Steele とが発行した日刊新聞 (一七一—一七二四)。

ところで、裁判所侮辱法 (一九八一年) 第一〇条がある。次のとおり述べている。

「如何なる裁判所は、責任ある出版物に含まれる情報源を人

に明かすよう要求しないし、又は如何なる人も明かすことを拒絶することに対し裁判所侮辱罪により有罪にならない。明かすことが裁判の利害関係又は、国家安全又は非行或は犯罪の防止のため必要であると裁判所の気のすむことを確認され無い限りは。」

「裁判の利害関係の必要」——という言葉は、実質上法務長官対マアルホオランド事件において、私の判断のくり返しである。——法務長官対フォスター事件<sup>(注1)</sup>は、イギリス鋼鉄会社対グラナアダ・テレビ事件<sup>(注2)</sup>に於て上院により認められた。

そこで、条文が、以前あったように法律にまかすよう掲載している。そして、私のそれに対するコメントは生きています。

〔注〕

(1) [1963] 2 QB 477 at 489-490.

(2) [1980] 3 WLR 774 at 827.

8 私立探偵

私が証拠書類を検査するとき、うれしい決定がある。<sup>(注3)</sup>ジャーナリストのジャック・ランディン氏は、カジノ (娯楽館) に関するいくらかの情報をつかんだ。彼は、価値ある一つの調査のジャーナリズムを演じた。カジノの非行をあげた。それは、「私立探偵」に公表された。その結果として、カジノは、その免許を失った。巡査部長は、訴追された。判事は、ジャー

ナリストに情報源を与えるべく命令した。彼は拒絶した。法務長官は、ジャーナリストを裁判に付すべく申出た。区裁判所は無罪放免した。その出どころを知る「必要」が無かったからである。決定は、新法の第一〇条に基づいて無かった。それはまだ施行されて無かったからである。普通法に基づいていた。私は、将来ジャーナリストに対しその出どころの名を言うよう命令することは殆んど無いと予想する。

〔注〕

(3) 法務長官対ランデイン事件(一九八二年)、タイムズ二月二〇日(未発表)。

## 七 「ブライモオドス」問題

### 1 嬰兒奇形出産

非常に最近の事件が上訴裁判所にあった。それは、シエリング化学薬品対フォークマン有限責任会社<sup>(注)</sup>である。それは、上院に行かなかつた。許可は求められなかつた。それは、ブライモオドスと呼ばれる薬品に関するすべてである。それはサリドマイド事件<sup>(注)</sup>にいくらか類似がある。その事件のすべてを「法律の適正手続」(原著四五―四九頁)の中で読むことができる。この薬品ブライモオドスは、妊婦に与えられる薬品であつた。——その結果、嬰兒は奇形で生れた。婦人に妊娠したかどうか

を告げる——妊娠に対するテストであると想像された。しかし、多くの婦人は、赤児を更に生れることを止める——彼女の月経を引き起こす——墮胎薬として作用すると思つた。その薬品は、世界中の婦人に非常に多数売られた。当時、或研究者は、未出産児を傷つけることを見つけた。そのしるしは、非常に強かつたので、ロンドンにある薬品安全委員会は、それに関する「黄色警告」を発した程であつた。順を追つて、製造者は、市場からその薬剤を市場から回収した。

〔注〕

(1) [1981] 2 WLR 848.  
(2) A.G v Times Newspapers Ltd [1973] QB 710,  
[1974] AC 273.

新聞紙と伝達手段は、その題目に最大限に達した取材範囲を与えた。新聞は、「薬剤会社は十年間奇形の危険を無視した」などの見出しで発表された。

製造者は、公表を和らげるキャンペーンを始めることを決めた。経営陣を訓練すべく商会を雇つた。コースは開かれた。コースは、参加者に機密に属する基礎の上になされた。

### 2 フィルムが製造さる

参加者の一人は、デヴィッド・エルシタインであつた。薬剤

に関するテレビのフィルムを製造する考えを思いついた。テエムズ・テレビに考えを取り上げさせた。科学定期刊行物や印刷物で研究を多くしている賢い若いレディを得た。その総ては、法律家が「一般の領域の中に」と呼ぶことであった。一般の誰でも捜す労をとろうとするならば、使用できるだろう。研究者も亦、薬剤を飲んだ婦人に会った。その効果を調べた教授に会った。この新しい素材の総てから、テエムズ・テレビは、フィルムを「プライモオドオス問題」と呼ばしめた。全くあからさまであった。彼等は、フィルムを展示しようとしていることを薬剤の製造者に話した。

製造者は、それを下見した。害を与えろと思った。そこで、裁判所に訴えた。信頼が破壊する理由で、フィルムの展示を止める禁止命令を求めた。上訴裁判所の各メンバーは、バランス(均衡比較)を行使した。多数意見は、エルシタイン氏が、その経過で託されている信頼を尊敬する義務を恥知らずに破壊したというのであった。禁止命令を許した。しかし、私は、他の道を行った。

### 3 出版の自由

私の判断の経過で、思い切って一般に出版の自由を取り扱ふと述べた。私は次のとおり書いた(原著八六五―八六六頁)。

「出版の自由は、我々の社会において根本的に重要である。それは、一般の利害関係又は関心の情報を与える出版の権利は

かりでなく、それを受取る一般人の権利にわたる。かような抑制に対する「緊急な社会的必要」があるのでなければ、信認の破棄の基礎の上に制限される筈がない。抑制を正当とする為には、出版の自由における一般の利害関係をより重要とすること十分に押しつける信任を守るため社会上の必要があらねばならぬ。出版を禁止する如何なる命令も、信任が道徳上又は社会上の基礎の上に正当化される場合を除いて許されるべきでない(すなわち、アルガイルの公爵夫人対アルガイルの公爵事件<sup>(註1)</sup>)。又は、産業の基礎の上に付け加えたい(すなわち、グラフィアダ事件<sup>(註2)</sup>)。そして、その上に、信任を維持することにおける個人の利害関係が一般に対し詳細に事知らせらるることに「一般の」利害関係をより重要とする場合<sup>(註3)</sup>。

#### 〔注〕

(1) [1967] 1 ch 302.

(2) [1980] 3 WLR, p. 298.

適切な問題は、フライバシー委員会の報告書に詳述されている<sup>(註1)</sup>。すなわち、「新聞が情報の所持を入手すると仮定しよう。その所持はより機密であるべきで、そして新聞の通報者により内密に獲得されたのである。情報は特定の商社が一人の使用人を解雇しようとしている。その報告を確認も否認もしないが、情報の公表を防ぐため禁止命令を申出する手続を直ちに進



める商社に交渉する。多分、新聞は、抗弁するだろう。しかし、確信をもって主張されることは出来ない。」

私は、裁判所は、かような事件において禁止命令を拒絶することを希望する。<sup>(注)</sup>

〔注〕

(1) [1972] Cmnd 5012, p. 298.

(2) 同様の事件で、上訴裁判所は、実に禁止命令を拒絶した。それは、サン・プリンターズ対ウエストミンスター出版会社事件、一九八二年二月（未発表）。

情報を受取る一般の利害関係は、商社はそれを秘密に保持しておく個人の利害関係より重い。そこで、我々の現在の事件で、ブライモオドオス薬剤における「一般の」利害関係とその効用は、その議論を防ぐ製造者の「個人の」利害関係より遥かに重い。殊に、フィルムにおける情報がすべて一般の領域内にある場合、そして新聞に、テレビの上に既に重大な取材であるところ、そして、公表が係属訴訟において裁判の進行にどの点でも影響しない場合。又、ブライモオドオスの販売は何等影響を受けない。何故なら、市場から引込められて久しいからである。

それは、この事に戻る。先きの抑制は、重大な不正の重要な危険がある場合にのみ命令されるべき出版の自由に対する非常に激烈な干渉である。

私は、常のように、テレビを含めて、出版の自由を支持する。それが悪用される場合を除いて……私は、ここでは悪用を見ない。たとえ、何らかの悪用がそこにあっても、さきの抑制の禁止命令を出すようなものではなかった。判事は、一九八〇年八月二十七日に、禁止命令を拒絶すべきであったと私は思う。従って、私は、上訴を認めるだろう。

私は疑もなく、無遠慮であるが、しかし、私は正しいとまだ思っている。私は、将来他の人も亦そう考えるようになることを望む。それがこの本を書く私の理由の一つである。

#### 4 裁判所侮辱があったか？

「ブライモオドオス問題は、併しながら、我々は総て一致するところの他の面があった。フィルムの展示は、裁判所の侮辱であることが提起された。全裁判官は此を拒絶した。

さて、一つの面に於て、ブライモオドオス事件は、サリドマイド事件より人を動かした。サリドマイド事件においては、製造人に対する両親による訴訟は、眠っ（休止し）ている。然るに、ブライモオドオス事件に於ては、両親による訴訟は、活動的で、しかも非常に活動的であった。

サリドマイド事件においては、起こった総ては、令状が発せられ送達されたことであった。応訴はあった。しかし、それ以上訴訟では為されない。裁判所に関する限り、二百六十六の訴訟は、ぐっすり眠りこんでいる。しかも、三年から四年間熟眠

している。誰もそれらを目覚まさなかった。そこで、訴訟追行は、眠ったままである。サンデイ・タイムがサリドマイドの子供に関する記事を一九七二年九月に発表した時に、まだ眠っていた。上訴が審理された時に、まだ眠っていた。

そのことは、上訴裁判所が何故記事は裁判所の侮辱でないとの判決した理由の一つであった。諸記事は、最大の一般利害関係の事柄を取り扱い、新聞が正直に真実であると信じたコメントを含んでいた。係争中の訴訟追行をだめにしなかった。何故なら、訴訟追行は眠って居たしそして幾年も眠って居たからである。

##### 5 判事は影響されない

プリイモオドオス事件では、五人の親が訴を始めた。彼等は、審理のため記録された。審理の日は決められた。「プリイモオドス問題」のフィルムは、介在期間に展示される筈であった。——その間に審理自身を待っている間に。訴訟は実に活動的であった。

さて、この活動に拘らず、裁判所は、フィルム展示は、裁判所侮辱にならない旨判決した。一つには、訴が単独判事により審理されることであった。彼は、放送を見たかも知れぬ又は見ないかも知れぬ。しかし、それに影響されないと考えていても、サアルモオン卿が、「排他的宗徒事件」(法務長官対ビイ・ビイ・シー事件)<sup>(注1)</sup>において次のとおり述べたように、「如何

なる判事も伝達手段(メディア)と呼ばれるものによって、判断に影響されないことに満足しているし、常に満足していた。もし影響されるなら、判事になるに適しない。」

次に、証人は、放送によって影響されない。裁判官シヨオ卿が「プリイモオドオス」事件<sup>(注2)</sup>において次の通り言ったように、「もし証人と呼称される中には、文書に關係のある者がいても、証拠の实质又はそれに貢献しようとする用意することが影響し又は何らか弱めることを想像する理由がない。訴における証人は、信用できるし、そして当てになる。そうでなければ証人ではない。証拠は、尋問と交互尋問によって引き出される我々の審理制度は、証人の性格と質を実証する手段を規定する。」

〔注〕

(1) [1980] 3 WLR 109 at 119.

(2) [1981] 2 WLR 848 at 872.

裁判官テエムブルマン卿は次のとおり述べた(原著八八二頁)。

「私の判断では、フィルムは、訴訟の結果に影響出来ない。そして裁判所は、係属している訴訟の審議は、裁判の施行に対し、必然的に見苦しいか有害であらねばならぬ提案を認めるのに熱心であってはならぬ。」

## 6 一九八一年法の効果

一九八一年裁判所侮辱法は、調査のジャーナリストにより観迎されるべきである。それは、サリドマイド事件に於て——訴訟手続が「活動的」であるところの事件に対する責任を制限することに於いて、上訴裁判所——すなわち、この高等裁判所において、事件が審理のため記入された時から確認している。それは、またそこにあった唯一の侮辱である「ブライモオドオス」事件において上訴裁判所の決定を支持する。

「問題の訴訟手続における裁判の進行は、<sup>(注)</sup> 厳粛に、妨害され又は偏見を抱かせる<sup>(注)</sup> 実質上の危険」

〔注〕

(1) 第二条第2項。

私は、単独による審理された高等裁判所において——伝達手段における記事の公表により妨害され又は偏見を抱かされたいかなる民事事件を想像できない。それが故に、将来、新聞又はテレビ会社は、裁判所侮辱罪の恐れに悩まされることはない。彼等は、彼等の思うままに、自由に係属中の訴における問題争点を議論し又は批評するだろう。——常に審理に干渉する意図がないことを——そして更に中傷を又は信頼或はブライバシーの破棄を一扫するように舵で導くことを——を条件として。